

准橋梁点検技術者資格認定制度実施要綱

(目的)

第1条 本制度は、地方自治体が発注する道路橋の点検業務を実施できる技術者を育成し、准橋梁点検技術者として認定するため、独立行政法人国立高等専門学校機構が創設する資格制度である。准橋梁点検技術者は、地方自治体が管理する道路橋（鋼橋及びコンクリート橋）のうち一般的な橋梁形式のものについて、道路橋定期点検要領（令和6年3月国土交通省道路局）に基づき実施する点検業務を確実に履行するために必要な知識及び技能を有する技術者に対して付与する資格である。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) i M e c（アイメック）とは、舞鶴工業高等専門学校社会基盤メンテナンス教育センターをいう。
- (2) 機構とは、独立行政法人国立高等専門学校機構をいう。
- (3) 連携高専とは、福島工業高等専門学校、長岡工業高等専門学校、福井工業高等専門学校及び香川高等専門学校をいう。
- (4) 合格基準とは、准橋梁点検技術者認定試験合格基準をいう。

(認定要件)

第3条 機構は、次の各号のいずれにも該当する者を、准橋梁点検技術者として認定し、登録することができる。

- (1) 准橋梁点検技術者認定講座又は准橋梁点検技術者切替講習会の修了証を授与されていること
- (2) 准橋梁点検技術者認定試験合格基準を満たしていること

(准橋梁点検技術者認定講座)

第4条 准橋梁点検技術者認定講座は、i M e c及び連携高専において、次の各号の定めるところにより実施する。

- (1) 対象者は、次の①②③④のいずれかに該当する者とする。
 - ① 大学及び高等専門学校の建設系学科の学生
 - ② 建設業、建設コンサルタント業務等を実施する民間企業に所属する技術者
 - ③ 行政機関に所属する建設系技術職員
 - ④ ①～③以外で、橋梁に関する初歩的な知識を修得していると認められる者
- (2) 構成は、eラーニングと講習会とする。
- (3) eラーニングは、指定のシステムにより講習会に先立ち実施し、指定のeラーニングコースの全講座を受講してチェックテストを全問正解した者に修了証を発行
- (4) 講習会は、i M e c及び連携高専において2日間で実施し、eラーニングの修了証を発行された者が受講することができる。
- (5) 講習会の最終日に、学修到達度確認試験（准橋梁点検技術者認定試験を兼ねる）を

実施する。

- (6) 講習会の全課程を修了した者に、修了証を授与する。
- (7) 受講者の選定は、申込み先着順とする。

(准橋梁点検技術者切替講習会)

第5条 准橋梁点検技術者切替講習会は、i M e cにおいて、次の各号の定めるところにより実施する。

- (1) 対象者は、平成27年度以前の「i M e c講習会【基礎編】(2日コース)」の修了証を授与された者とする。
- (2) 構成は、eラーニングと講習会とする。
- (3) eラーニングは、指定のシステムにより講習会に先立ち実施し、指定のeラーニングコースの全講座を受講してチェックテストを全問正解した者に修了証を発行する。
- (4) 講習会は、i M e cにおいて0.5日間で実施し、eラーニングの修了証を発行された者が受講することができる。
- (5) 実施期間は、平成29年度～32年度の4カ年とする。
- (6) 講習会の最終日に、学修到達度確認試験(准橋梁点検技術者認定試験を兼ねる)を実施する。
- (7) 受講者選定は、申込み先着順とする。

(登録)

第6条 准橋梁点検技術者の登録は、次の各号の定めるところにより実施する。

- (1) 第3条の認定要件を満たす者は、准橋梁点検技術者の登録を申請することができる。
- (2) 登録申請の受付は、i M e cに設置する技術資格運営事務局(以下、「事務局」という)が行う。
- (3) 准橋梁点検技術者の登録を希望する者は、所定の様式により登録申請書を作成し、事務局に提出しなければならない。
- (4) 機構は、登録申請の内容が第3条の認定要件を満たしていると確認された場合に、准橋梁点検技術者登録名簿に登録事項を記載し、登録証を発行する。
- (5) 登録事項は、登録番号、氏名、生年月日、勤務先の名称・所在地、連絡先、その他別に定める事項とする。
- (6) 准橋梁点検技術者として登録を受けた者は、登録事項に変更が生じた場合、速やかに事務局に届けなければならない。
- (7) 准橋梁点検技術者登録名簿は、所定の手続きを経て閲覧できるものとする。

(登録有効期間)

第7条 登録有効期間は、無期限とする。

(罰則規定)

第8条 准橋梁点検技術者が、その業務の履行内容その他に、著しく品位を傷つける行為等があった場合は、社会基盤メンテナンス技術レベル検討委員会に諮り、資格を取り消

すことができる。

附則

平成28年4月27日 制定

令和4年4月28日 一部改定

令和4年8月21日 一部改定

令和6年5月1日 一部改定